

平成24年1月18日

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号の業務の基準の変更について
(平成24年1月18日 諮問第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(西潟課長補佐、根岸係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号 の業務の基準の変更について

1 経緯等

- ・平成19年改正放送法において、日本放送協会（以下「協会」という。）が番組アーカイブをインターネット等を通じて有料で提供とするため、協会の業務に関する規定に新たな業務を追加（放送法第20条第2項第2号）。
- ・協会は、これらの業務の提供に当たり、業務の基準（以下「実施基準」という。）を定め、総務大臣の認可を受けることが必要。
- ・実施基準の内容は、「NHKオンデマンド」の開始に向け、平成20年11月に総務大臣の認可を受けたもの。本基準は施行後3年後を目途に見直しを行うことを規定しており、協会は、平成23年10月27日、本基準の変更の認可を申請。
- ・総務省は、別紙2の「審査の考え方」に則して申請に対する審査を行い、その結果について、平成23年11月26日から同年12月26日まで31日間の意見募集を実施。意見募集の結果を踏まえて再度検討を行い、申請のとおり変更を認可することが適当であると判断し、今回の電波監理審議会に諮問するもの。

2 申請の概要

（1）提供期間に係る一部変更

- ・専ら受信料を財源として行うものの提供期間（放送終了後1か月程度）の例外として、「防災に役立つもの」を追加。
- ・番組アーカイブ業務における「見逃し番組サービス」の提供期間を「放送終了後1週間程度」から「放送終了後1～3週間程度」に延長。

（2）提供態様に係る変更

- ・協会のホームページからの提供に加え、CATV等を経由したNHKオンデマンドの利用を促進するため、CATV事業者を統括する事業者（MSO）等とも円滑に契約等の対応を行う旨を規定。

(3) 提供端末に係る変更

- ・「PC、テレビ、セットトップボックス」と限定列挙されていたところ、スマートフォン等の多様な機器による利用を想定して「必要なソフトウェア・機能を備えた電子機器」と一般化。

(4) 利用料金に係る変更

- ・パック料金の割引率の上限値の設定方法を変更するとともに、キャンペーン等の利用促進目的の料金の特例に係る規定を新設。

(5) 事業計画の策定

- ・収支相償するよう事業計画を策定することを明確化する規定を新設。

なお、具体的な変更については別紙1（新旧対照表）を参照。

3 審査の結果

- ・申請に対する審査の考え方については別紙2、申請に対する審査結果については別紙3参照。

4 意見募集の結果

- ・意見提出者は以下の4者（提出順）。
 - ①個人
 - ②社団法人日本新聞協会（メディア開発委員会）
 - ③株式会社TBSテレビ
 - ④日本テレビ放送網株式会社（メディア戦略局）
- ・提出された意見及び意見に対する総務省の考え方については別紙4参照。

5 参照条文

本件の参照条文（放送法）については別紙5参照。

日本放送協会から申請があった放送法
第20条第2項第2号の業務の基準の変更案

新旧対照表

| 実施基準「変更案」 | 現行実施基準（平成 23 年 5 月 12 日総務大臣認可） |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">放送法第 20 条第 2 項第 2 号の業務の基準</p> <p>協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。以下「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものを除く。）（放送法第 20 条第 2 項第 2 号に規定されている業務。以下「本業務」という。）については、次の基準に基づき実施する。</p> <p>第 1 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの</p> <p>1. 目的 既放送番組等を、電気通信回線を通じて、受信料を財源として一般の利用に供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるとともに、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。</p> <p>2. 規模 年額 40 億円程度を上限とする。</p> <p>3. 既放送番組等の提供の態様 協会のホームページ（ウェブ上のサイトをいう。以下同じ。）において行うこととし、当該ホームページにおいて、協会が放送した当該放送番組（以下「当該放送番組」という。）の名称を明示する。</p> <p>4. 既放送番組等の提供期間 当該放送番組の終了後 1 か月程度（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後 1 か月程度）で終了することを基本とする。 なお、当該放送番組が、我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、<u>もしくは歴史上特に重要な事実を記録したものまたは防災に役立つものである</u>であって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う。</p> <p>5. 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供（外国語によるものに限る。）については、2 から 4 までの規定にかかわらず、必要に応じ、積極的に実施する。</p> | <p style="text-align: center;">放送法第 20 条第 2 項第 2 号の業務の基準</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p>第 1 （同左）</p> <p>1. 目的 （同左）</p> <p>2. 規模 （同左）</p> <p>3. 既放送番組等の提供の態様 （同左）</p> <p>4. 既放送番組等の提供期間 当該放送番組の終了後 1 か月程度（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後 1 か月程度）で終了することを基本とする。 なお、当該放送番組が、我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、<u>または歴史上特に重要な事実を記録したものである</u>であって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う。</p> <p>5. 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供 （同左）</p> |

6. 画質

既放送番組等のうち動画形式によるものについては、インターネットを利用する国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本とし、その具体的な画質等については、国民全体のインターネット接続環境の変化に応じて随時見直す。

7. 基本計画の作成と公表

各事業年度の開始前に、提供しようとする既放送番組等の具体的な内容等を記載した基本計画を公表し、これに則って実施する。

各事業年度の基本計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。

第2 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。）

1. 目的

既放送番組等を、電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に供することにより、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。

2. サービスの名称

協会が、番組アーカイブ業務として、利用規約に基づき、日本国内において、電気通信回線を用いて映像・音声コンテンツを配信し、利用者に有料で提供するサービス（これに附帯するサービスを含む。）を、「NHKオンデマンドサービス」（以下「本サービス」という。）と総称する。

3. サービスの種類

本サービスの種類は、既放送番組等を、当該放送番組の放送後1～3週間程度のあらかじめ定めた期間配信する見逃し番組サービス、およびこれより過去に放送した既放送番組等を、一定期間または期間を定めずに配信する過去番組サービスとし、単品、番組等を複数本まとめたパックまたは見放題パックのいずれかの契約種別により提供する。見逃し番組サービスの個別番組の配信期間については、協会のホームページにおいて明示する。

4. 本サービスの提供態様

本サービスには、協会が、電気通信回線を通じて利用者に直接提供する形態（以下「直接提供型」という。）と、第三者が実施する動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等を一括する動画配信サービスにおける基本機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を介して提供

6. 画質

（同左）

7. 基本計画の作成と公表

（同左）

第2 （同左）

1. 目的

（同左）

2. サービスの名称

（同左）

3. サービスの種類

本サービスの種類は、既放送番組等を、当該放送番組の放送後1週間程度の期間配信する「見逃し番組サービス」、およびこれより過去に放送した既放送番組等を、一定期間または期間を定めずに配信する「特選ライブラリーサービス」とし、「単品」、番組等を複数本まとめた「パック」または「月額見放題パック」のいずれかの契約種別により提供する。

4. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

① 本サービスは、サービスの普及および充実のためにプラットフォーム事業者（動画配信サービスにおいて、動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等の機能を一括して提供する事業者で、利用者との間に、本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約

する形態（以下「プラットフォーム経由型」という。）とがある。

(11①に移動)

(11②に移動)

5. 提供端末

① 本サービスにおいて対象とする端末機器は、各々に必要な電気通信回線に接続され、かつ、本サービスを利用するために必要な次のソフトウェアまたは機能を備えた電子機器であって、協会がその普及の程度および負担することとなる費用を勘案しつつ定めるものとし、具体的な要件は協会のホームページにおいて明示する。

- ア. 配信する動画を再生するためのソフトウェアまたは機能
- イ. 配信する動画の再生条件等を制御するコンテンツ保護ソフトウェアまたは機能
- ウ. 配信する動画の内容情報等のメタデータの表示および視聴・購入等のユーザインターフ

を締結し、または締結の予定がある者をいう。以下同じ。）を介して実施することがある。ただし、パーソナルコンピュータを提供端末とする場合を除く。

② 協会は、プラットフォーム事業者から契約の申し出があったときは、契約の条件について誠実に協議し、本サービスを実施するために求められる次の条件を満たすと判断したときは、契約の締結を行う。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

- ア. 本サービスを一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと。
- イ. 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと。
- ウ. テレビジョン受信機を視聴環境とするプラットフォームサービスの場合、ハイビジョン画質による番組提供ができること。
- エ. オンラインで既放送番組等およびメタデータの登録ができること。
- オ. 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること。
- カ. プラットフォームサービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと。
- キ. その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと。

③ 契約の締結を行うプラットフォーム事業者の選定について、協会は、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、不当に差別的な取り扱いを行わない。

5. 提供端末

① 本サービスにおいて対象とする端末機器は、本サービスを利用するために必要な次のソフトウェアまたは機能を備えたパーソナルコンピュータ、テレビジョン受信機およびセットトップボックスであって、各々に必要な電気通信回線に接続されたものとする。

- ア. (同左)
- イ. (同左)
- ウ. (同左)

エースを提供するソフトウェアまたは機能
エ. 個別認証を必要とする有料課金サービス等のサービスモデルを実現するソフトウェアまたは機能

- ② ①の端末機器のうちプラットフォーム経由型での端末機器については、当該プラットフォーム機能を提供する事業者（提供予定のものを含む。以下「プラットフォーム事業者」という。）が提供したもの、またはその規格に準拠したものを対象とする。

(削除)

6. 本サービスの利用申し込みに対する応諾義務
協会は、番組アーカイブ業務の実施に当たって、本サービスの利用希望者との契約を、正当な理由なく拒まない。

7. 利用規約の作成

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、提供端末の諸条件に対応して、あらかじめ、次に掲げる事項を含む利用規約を提供態様ごと（プラットフォーム経由型においては、各プラットフォームサービスごと）に定める。

- ① 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。ただし、本サービスがプラットフォーム経由型により実施され、本サービス専用の会員登録を行うことなく購入の申し込みを行うことができる環境にある場合、当該プラットフォームサービスの利用規約には、この項目は含めない。
- ② 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること。
- ③ 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法。
- ④ 利用者から利用障害等が発生した旨通知があった場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）に何らかの異常があったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、本サービスがプラットフォーム経由型の場合、当該プラットフォーム

エ. (同左)

- ② ①の端末機器のうちテレビジョン受信機およびセットトップボックスについては、本サービスの提供に関し協会との間で契約を締結したプラットフォーム事業者が提供し、または当該プラットフォーム事業者の規格に準拠したものを対象とする。

- ③ 技術進歩等によって本サービスを利用するために必要なソフトウェアまたは機能を備えることにより、新たに①の条件を満たした端末に関しては、その普及の程度および協会が新たに負担することとなる費用を勘案しつつ、逐次、提供端末に加える。

6. 本サービスの利用申し込みに対する応諾義務
(同左)

7. 利用規約の作成

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、提供端末の諸条件に対応して、あらかじめ、次に掲げる事項を含む利用規約をパーソナルコンピュータ向けおよび各プラットフォームサービスごとに定める。

- ① 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介しており、本サービス専用の会員登録を行うことなく購入の申し込みを行うことができる環境にある場合、当該プラットフォームサービスの利用規約には、この項目は含めない。
- ② (同左)
- ③ (同左)
- ④ 利用者から利用障害等が発生した旨通知があった場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）に何らかの異常があったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介している場合、当該

ホーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。

- ⑤ コンテンツ利用は個人としての視聴に限るものとし不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項。
- ⑥ 協会は、利用者の氏名、生年月日、電話番号等の個人情報を、別に定める「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。
- ⑦ 協会は、⑥に定める個人情報を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと。
- ⑧ 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件。
- ⑨ 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること。なお、プラットフォーム経由型により実施している場合は、利用者に対する予告に必要な期間を確保するため、当該プラットフォーム事業者との契約内容を整備する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該プラットフォームを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。
- ⑩ ①から⑨までに定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等。

8. 個人情報保護について

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、協会の業務として個人情報を取り扱う者に対して、必要な教育を実施する。なお、プラットフォーム経由型により実施している場合は、当該プラットフォーム事業者がこれと同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。
- ② 個人情報の利用を適正に行うための措置をとるとともに、個人情報の盗難、改ざん、漏洩等によるプライバシー侵害その他の権利の侵害を防止するため、適切な安全管理措置を講じる。
- ③ 個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護に関する統括責任者、管理者および担当者を配置する。
- ④ 個人情報の取り扱いに関して寄せられた苦情および利用者本人からの開示等の求めについては、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適正に対応する。

プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。

- ⑤ (同左)
- ⑥ (同左)
- ⑦ (同左)
- ⑧ (同左)
- ⑨ 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、利用者に対する予告に必要な期間を確保するため、当該プラットフォーム事業者との契約内容を整備する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該プラットフォームを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。
- ⑩ (同左)

8. 個人情報保護について

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、協会の業務として個人情報を取り扱う者に対して、必要な教育を実施する。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者がこれと同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。
- ② (同左)
- ③ (同左)
- ④ (同左)

- ⑤ ①から④までに定めるところによるほか、個人情報については、「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。

9. 利用料金の考え方

- ① 本サービスの利用料金は、本サービスの需要動向等のデータに基づき、単品については、番組の長さ、画質、市場性を考慮した料金ランク、見放題パックについては提供期間、対象番組の規模、画質、市場性を考慮した料金ランク、また、パックについては、パックを構成する番組の単品料金の合計額に対するパック料金の割引率の上限をそれぞれ設定した基準料金表（以下本基準において「料金表」という。）を、協会のホームページにて明示する。
- ② 料金表の作成にあたっては、次の点を考慮する。
- ア. できる限り収入総額の増加に寄与すると認めるものであること。
- イ. 同種の規模、態様により放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し、不当に低額にならないと認めるものであること。
- ③ 個々の番組の単品料金は、当該番組の長さ、画質、市場性を評価して料金表上のどの料金ランクを適用するかを、また、個々のパックの料金は、当該パックの規模、画質、市場性を評価して、割引率が料金表に定める割引率の上限の範囲内となるよう、その都度それぞれ決定する。
- ④ 利用料金収入が大幅に低い水準であることその他の事情により料金表が②アに定める考慮事項を満たさなくなった場合、必要に応じて料金表を改定することがある。
- ⑤ ②イに定める考慮事項については、市場調査その他の方法により毎年資料を収集することとし、これに反すると認められる場合は、その是正のため必要な改定を行う。
- ⑥ 番組の長さもしくはパックの規模およびそれらの市場性を考慮した料金ランクが料金表に当てはまらない番組もしくはパック、または権利確保のために要する経費が標準的な経費に比し著しく高額となる番組もしくはパックについては、特別料金を設定することがある。

(削除)

- ⑤ (同左)

9. 利用料金の考え方

- ① 本サービスを開始するに際し、利用料金の料額を決定するにあたっては、あらかじめ利用料金収入の推計調査を実施し、これにより利用料金収入総額の推計値が最大となる料額を基準として、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低くならないことを加味し、その中心料金を設定するものとする。
- ② ①の中心料金は、その適用される複数年度の計画期間中に見込まれる事業収支が相償するものでなければならない。
- ③ ①の中心料金を基準として、「単品」については番組の長さおよび市場性を考慮したランクならびに画質に応じ、また、「月額見放題パック」については画質に応じ、それぞれ標準的な料額を定めた料金表（以下「NOD料金表」という。）を設定する。
- ④ 個々の提供番組については、NOD料金表上のどのランクを適用するかを、当該番組の市場性を評価したうえで、提供開始時に決定する。
- ⑤ 個々の「パック」については、提供開始時に、30パーセントを超えない範囲で「パック」割引率を決定し、当該「パック」を構成する番組の「単品」の料額の合計額に、当該決定した「パック」割引率を乗じた額を減じて、その料額を設定する。
- ⑥ NOD料金表は、その適用後6か月以上にわたり、利用料金収入が①の推計調査結果に比し大幅に低い水準にあり、かつ利用実績その他の指標に照らしこれを改定することにより収入の増加が見込まれるときは、必要な改定をすることがある。
- ⑦ NOD料金表は、毎年少なくとも1回実施する市場調査により、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低いことが判明したときは、その是正のため必要な改定を行う。
- ⑧ 番組の長さおよび市場性を考慮したランクがNOD料金表に当てはまらない番組、または権利確保のために要する経費が標準的な経費に比し著しく高額となる番組については、特別料金を設定することがある。
- ⑨ シリーズ番組のうちの一部の番組について、当該シリーズ全体の利用料金収入の増加が見込まれるときは、その料額を、無料もしくはNO

D料金表記載の料額に比し著しく低い額とし、またはその適用する「パック」割引率を30パーセントを超える高い率に設定することがある。ただし、この項の規定を適用する番組の提供本数は、料額決定の透明性を確保する観点および過大な危険負担を回避する観点から、当該年度の総提供本数の5パーセントを超えないこととする。

(新設)

10. 利用促進目的の料金の特例

① 本サービスの利用の促進に資するため、9の規定にかかわらず次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。

ア. 利用料金を一時的に減額または無料とする措置。

イ. 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与し、または付与させる措置。

② ①の特例措置は、次の条件を満たすものとする。

ア. 利用者間およびプラットフォーム事業者間の公平を不当にゆがめないこと。

イ. 同種のサービスを提供する他事業者による類似の措置に比し、適切なものであること。

ウ. 公共放送に対する信頼を損なわないものであること。

11. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

① プラットフォーム事業者から本サービスにプラットフォーム機能を提供したい旨契約の申し出を受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、もしくは締結の予定があるもの、または資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たすものであって、契約条件に関する誠実な協議及び客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

ア. 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと。

イ. 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと。

(再掲)

4. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

① 本サービスは、サービスの普及および充実のためにプラットフォーム事業者（動画配信サービスにおいて、動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等の機能を一括して提供する事業者で、利用者との間に、本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者をいう。以下同じ。）を介して実施することがある。ただし、パーソナルコンピュータを提供端末とする場合を除く。

② 協会は、プラットフォーム事業者から契約の申し出があったときは、契約の条件について誠実に協議し、本サービスを実施するために求められる次の条件を満たすと判断したときは、契約の締結を行う。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

ア. 本サービスを一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと。

イ. (同左)

| | |
|--|---|
| <p>ウ. テレビジョン受信機を視聴環境とするプラットフォームサービスの場合、ハイビジョン画質による番組提供ができること。</p> <p>エ. オンラインで既放送番組等およびメタデータの登録ができること。</p> <p>オ. 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること。</p> <p>カ. プラットフォームサービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと。</p> <p><u>キ. 直接提供型の実施に支障がないこと。</u></p> <p><u>ク. その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと。</u></p> <p>② 契約の締結を行うプラットフォーム事業者の選定について、協会は、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、不当に差別的な取り扱いを行わない。</p> <p>12. 区分経理</p> <p>① 番組アーカイブ業務に係る経理は、その他のものと区分して番組アーカイブ業務勘定により整理する。</p> <p>② 既放送番組等を本サービスで使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を番組アーカイブ業務勘定の経費に計上する。</p> <p>③ 番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。この場合の主な考え方は次のとおりである。</p> <p>ア. 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、<u>サービスの種類ごと、その提供番組数の実績に応じて、それぞれ番組アーカイブ業務勘定に配賦する。</u></p> <p>イ. 給与経費・退職手当および厚生費については、番組アーカイブ業務を実施する要員相当分を、番組アーカイブ業務勘定に配賦する。</p> <p>ウ. 協会の業務全般に共通して要する共通管理費については、費用の特性に応じ、支出、要員数、専有面積等の実績により番組アーカイブ業務勘定に配賦する。</p> | <p>ウ. (同左)</p> <p>エ. (同左)</p> <p>オ. (同左)</p> <p>カ. (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><u>キ.</u> (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>10. 区分経理</p> <p>① (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>ア. 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、<u>「見逃し番組サービス」に係る経費はその全額を、「特選ライブラリー番組サービス」に係る経費は、提供番組数の実績に応じて、それぞれ番組アーカイブ業務勘定に配賦する。</u></p> <p>イ. (同左)</p> <p>ウ. (同左)</p> |
|--|---|

13. 番組アーカイブ業務の事業計画の策定

番組アーカイブ業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。

14. 収支差が生じた場合の扱い

- ① 番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。
- ② 繰越欠損金の解消後の番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、番組アーカイブ業務勘定における翌期以降の番組アーカイブ業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

15. 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

16. 番組アーカイブ業務の周知・広報活動

番組アーカイブ業務の周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

17. 操作方法・画面表示

提供端末における操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者とともに、同様に取り組む。

18. 意見・苦情等への対応

- ① 本サービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が本サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム事業者を介した本サービスの利用に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者のコールセンターで受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両方で連携して、本サービスのより円滑な利用を促進する。
- ② 番組アーカイブ業務の遂行状況に関して外部事業者から寄せられた意見・苦情等については、外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じる。

(再掲)

9. 利用料金の考え方

- ② ①の中心料金は、その適用される複数年度の計画期間中に見込まれる事業収支が相償するものでなければならない。

11. 収支差が生じた場合の扱い

- ① (同左)
- ② (同左)

12. 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

13. 番組アーカイブ業務の周知・広報活動

(同左)

14. 操作方法・画面表示

(同左)

15. 意見・苦情等への対応

- ① (同左)
- ② (同左)

19. 資料の公表

7の利用規約、9⑤の調査等による収集資料、12の③の配賦基準ならびに18の②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

20. 検討

- ① 番組アーカイブ業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、その後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。
- ② 平成25年度末において、番組アーカイブ業務勘定の単年度の事業収支差益が発生せず、かつ繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる。

第3 この基準の施行日

この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。

第4 この基準の見直し

この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、その施行日から2年後を目途に必要な応じて見直しを行うこととする。

16. 資料の公表

7の利用規約、9の①および⑦の調査結果、10の③の配賦基準ならびに15の②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

17. 検討

- ① 番組アーカイブ業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、9の規定にかかわらず、その後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。
- ② (同左)

第3 この基準の施行日

この基準は、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)の施行の日から施行する。

第4 この基準の見直し

この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、平成20年11月20日から3年後を目途に必要な見直しを行うこととする。

1. 利用者利益の確保

- ①提供するサービスの内容が適正かつ明確に定められていること。
- ②サービスを利用するために必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること。
- ③サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、NHK及び利用者の責任などに関する事項について利用規約を作成する等、サービスの提供条件を利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること。
- ④利用料金の額の算出方法の考え方が適正かつ明確に定められていること。
- ⑤サービスの提供に関し、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ⑥利用者の個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものであること。
- ⑦利用者の意見・苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講ずるものであること。

2. 公共放送を担うNHKとしての業務としての適正の確保

(1) 民間競合事業者との公正競争の確保

- ①利用料金について民間競合事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること。
- ②NHKの既放送番組等を番組アーカイブ業務において使用する際の条件が、他の事業者が使用する際の条件に比して不当に差別的でないこと。
- ③番組アーカイブ業務に係る営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適切な方法により行われるものであること。
- ④民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること。

(2) プラットフォーム事業者との適正な関係の確保

- ①特定のプラットフォーム事業者に対し、不当な義務を課したり、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ②プラットフォーム事業者及びNHKの責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。
- ③プラットフォーム事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること。

(3) 放送法上求められる事項

- ①番組アーカイブ業務に係る経理は、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものであること。
- ②番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理するものであること。
- ③番組アーカイブ業務を行うに当たって営利を目的とするものでないこと

3. 受信料を財源とする業務範囲の適正の確保

- ・無料業務の範囲について、規模や態様が適正かつ明確に定められていること。

審 査 結 果

(1) 実施基準「第1 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの」の変更の認可申請について

| 【変更概要】 | 【審査結果】 |
|---|--|
| <p>「4. 既放送番組等の提供期間」に係る変更について</p> <p>現行の実施基準において、「放送番組の終了後1か月程度」を基本とする既放送番組等の提供期間の例外として協会が適宜提供を行うものと定められている「我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、または歴史上特に重要な事実を記録したものであって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するもの」について、<u>平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓等を踏まえ、「防災に役立つもの」を追加するもの。</u></p> | <p>「防災に役立つもの」を専ら受信料を財源として適宜提供することは、公共放送の果たすべき役割との関係でも妥当であり、別紙2の「審査の考え方」(以下「考え方」という。)との関係でも、3.の「無料業務の範囲」に係る「規模や態様」の明確性にも影響を及ぼさないと考えられることから、適当と認められる。</p> |

(2) 実施基準「第2 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの(以下「番組アーカイブ業務」という。)」の変更の認可申請について(以下、該当箇所は現行基準の該当箇所を示す。)

| 【変更概要】 | 【審査結果】 |
|--|--|
| <p>①「3. サービスの種類」に係る変更について</p> <p>現行の実施基準において「放送後1週間程度」とされていた<u>「見逃し番組サービス」の配信期間</u>について、<u>権利者との調整が進んだこと、利用者からの配信期間延長の要望が強いこと等を踏まえ、「1～3週間程度のあらかじめ定めた期間」とするもの。</u>また、配信期間については、協会のホームページにおいて明示することとしている。</p> | <p>当該変更は、「考え方」1. ①「提供するサービスの内容が適正かつ明確に定められていること。」を損なうものではなく、また、2.(1)の「民間競合事業者との公正競争の確保」との関係でも特段問題ないものと考えられることから、適当と認められる。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>②「4. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応」に係る変更について</p> <p>a) 協会が「直接提供する形態」と「プラットフォーム事業者を介して提供する形態」の関係 現行の実施基準において、<u>ケーブルテレビ事業者等のプラットフォーム事業者を介して提供する形態</u>については例外的なものとする規定振りとされているものところ、<u>そうした提供形態が当初の想定よりも拡大している実態を踏まえ、協会自身が直接提供する形態と並列的な規定振りに変更するもの。</u></p> <p>b) 「プラットフォーム事業者」の定義の変更 「プラットフォーム事業者」の定義に関して、<u>ケーブルテレビサービス等、「本サービス提供の基礎となる基本サービスを締結し、または締結の予定がある者」の要件を廃止するもの。</u>これにより、<u>ケーブルテレビ事業者だけでなく、統括事業者（MSO）等にプラットフォーム事業者の範囲を拡大するもの。</u></p> <p>c) その他 a) の変更にもない、「7. 利用規約の作成」及び「8. 個人情報保護について」において、所要の変更を行うこととしている。</p> | <p>a) 及びc) について 当該変更は、「考え方」2. (2)「プラットフォーム事業者との適正な関係の確保」との関係で、何ら実質的な変更をもたらすものではないと考えられることから、<u>適当と認められる。</u></p> <p>b) について MSO等、多様な事業者にプラットフォーム事業者の範囲を拡大することは、「考え方」1. の「利用者利益の確保」、2. (2)「プラットフォーム事業者との適正な関係の確保」との関係で特段問題ないと考えられることから、<u>適当と認められる。</u></p> |
| <p>③「5. 提供端末」に係る変更について</p> <p>現行の実施基準において、サービスの対象とする端末機器については「パーソナルコンピュータ、テレビジョン受信機およびセットトップボックス」とされているところ、<u>スマートホン等、利用可能な端末の多様化を踏まえ、「電子機器であって、協会がその普及の程度および負担することとなる費用を勘案しつつ定めるもの」と一般化し、その具体的要件について、協会のホームページにおいて明示することとするもの。</u></p> | <p>利用可能な端末の具体的要件を協会のホームページにおいて明示することとしていることから、当該変更は、「考え方」1. ②「サービスを利用するために必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること。」を損なうものではなく、<u>適当と認められる。</u></p> |

④「9. 利用料金の考え方」に係る変更について

現行の実施基準においては、

ア) 利用料金収入の推計調査に基づき、利用料金収入総額が最大となる料額を算定し、他事業者の平均的な料金水準に比して不当に低くならないことを加味した「中心料金」を設定、なお、「中心料金」は複数年度の事業期間中、事業収支が相償するものであること、

イ) 「中心料金」を基準として、番組の長さ、市場性を考慮したランク、画質に応じて、「単品」や「月額見放題パック」の料額を定めた料金表を作成、

ウ) 料金表の適用後6か月以上にわたり、利用料金収入が推計調査の結果に比して大幅に低い水準にあり、かつ利用実績その他の指標に照らしてこれを改定することにより収入の増加が見込まれるときは必要な改定を実施、

エ) 個々のパック料金について、30%を超えない範囲で割引率・料額を設定。シリーズ番組のうち一部の番組については、当該シリーズ全体の増収が見込まれる場合は、無料又は著しく低い料額設定や30%を超えるパック割引率を設定可能とするが、その提供本数は年度総提供本数の5%以下、

といった手順により、料金が決定されているところ、

a) 「中心料金」の概念を廃止し、番組の長さ、画質、市場性を考慮したランクに応じて料金表を作成、

b) 料金表の作成にあたっては、「できる限り収入総額の増加に寄与すると認めるものであること」及び「同種の規模、態様により放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し、不当に低額にならないと認めるものであること」を考慮、

a)～c)について

「中心料金」は、料金表作成の基準として、本サービス開始前に実施された推計調査に基づいて設定されたものである。サービス開始当初の料金表については、「中心料金」に基づいて定められたが、その後、利用の実態等を踏まえて、数次の料金表改定が実施された結果、現在の料金表は「中心料金」と乖離したものとなっており、「中心料金」の概念は、その役割を終えたものと考えられる。

また、「利用料金収入が最大となること」、「他事業者の料金水準より不当に低くならないこと」及び「事業収支相償」という「中心料金」の3要素は、変更後の料金表の作成にあたって適用される要件として維持することとされており（注：「事業収支相償」については、料金表の要件そのものとしては定められていないが、新設規定である「13. 番組アーカイブ業務の事業計画の策定」において、「番組アーカイブ業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。」と規定されている。）、「考え方」1. 利用者利益の確保④「利用料金の額の算出方法の考え方が適正かつ明確に定められていること」、2. (1) 民間競合事業者との公正競争の確保①の「利用料金について民間競合事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること。」及び2. (3) 放送法上求められる事項③の「番組アーカイブ業務を行うに当たって営利を目的とするものでないこと。」を損なうものではないと考えられる。

以上のことから、当該変更は、適当と認められる。

| | |
|--|--|
| <p>c) 利用料金収入が大幅に低い水準であることその他の事情により、「できる限り収入総額の増加に寄与すると認めるもの」でなくなった場合、必要に応じて料金表の変更を実施、</p> <p>d) 個々のパック割引率に関し、<u>現行の実施基準に定められる30%の上限を廃止し、料金表に別途定める割引率上限の範囲内でその都度設定することとし、シリーズ番組のうちの一部の番組に係る規定は廃止、することとするもの。</u></p> | <p>d) について</p> <p>新たな割引率の上限については、「利用料金収入の最大化」、「他事業者の料金水準より不当に低くならない」及び「事業収支相償」といった要素を勘案して設定される料金表に定めることとされていることから、上記の「考え方」各項目に照らして適当と認められる。</p> <p>ただし、実質的には割引率に係る明確な上限値を廃止するものであることから、協会において、その運用にあたっては、現行の実施基準15. ②に定めるように、「外部事業者から寄せられた意見・苦情等については外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じる」等、適切な対応を行うことが求められる。</p> |
| <p>⑤「利用促進目的の料金の特例」の規定の新設について</p> <p>本規定は、サービスの利用促進のため、「ア. 利用者間およびプラットフォーム事業者間の公平を不当にゆがめないこと」、「イ. 同種のサービスを提供する他事業者による類似の措置に比し、適切なものであること」、「ウ. 公共放送に対する信頼を損なわないものであること」、の3つの条件を満たすものに限り、「<u>ア. 利用料金を一時的に減額または無料とする措置</u>」、「<u>イ. 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与し、または付与させる措置</u>」を行うこととするもの。</p> | <p>一時的なものあるいはサービスの一部を対象とするものであり、また、3条件が付されていることから、「考え方」1. ⑤「サービスの提供に関し、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。」及び2. (1) ①「利用料金について民間競争事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること。」に照らして適当と認められる。</p> |
| <p>⑥「10. 区分経理」に係る変更について</p> <p>現行の実施基準において、番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用のうち、「既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等」については、「『見逃し番組サービス』</p> | <p>「考え方」2. (3) ②「番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理するものであること。」に照らし、状況変化を踏まえて、会計処理の適正性を維持するための改正であることから、適当と認められる。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>に係る経費はその全額を、『特選ライブラリー番組サービス』に係る経費は、提供番組数の実績に応じて」それぞれ番組アーカイブ業務勘定に配賦することを規定しているところ、「見逃し番組サービス」で提供する番組の二次利用といった当初想定していなかった状況変化を踏まえ、「見逃し番組サービス」に係るものについても、「提供番組数の実績に応じて」番組アーカイブ業務勘定に配賦するとするもの。</p> | |
| <p>⑦「番組アーカイブ業務の事業計画の策定」の規定の新設について 本規定は、番組アーカイブ業務の事業計画について、「<u>単年度または複数年度の計画期間において収支相償する</u>」事業計画を策定することを規定するもの。</p> | <p>協会が番組アーカイブ業務に関する事業計画を策定することを明確化するものであり、透明性を確保する観点から、<u>適当と認められる。</u></p> |

以上のとおり、協会から申請のあった放送法第20条第2項第2号の業務の基準の変更については、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

| 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|--|---|
| <p>【1. 個人から提出された意見】</p> <p>影響力の強い放送通信分野にて一般個人の意見は反映されないと考えておりますので匿名希望とさせていただきます。</p> <p>まず以下の点から意見を挙げます。</p> <p>①料金の考え方について</p> <p>①については別途支払いを設けるとするのはよろしくない。すなわち、すべて受信料に含まれるべきである。NHKオンデマンドを別途料金を請求するのは一般人からしてみれば公共放送がオンデマンドビジネスを展開していると解釈をしてしまうのである。これは本来の放送法の厳守から外れていると考えるのである。これでは民間企業と同様に利益優先していると考え、本来の公共放送の立場や目的から外れてしまうのである。受信料を他の有料放送のように1か月払いにしていなのに現在の2か月払いとオンデマンドの月額単位の関係に疑問に思うところだ。双方とも1か月単位払いするなら別ですけど。これらを考えると受信料が支払っているとわかるものから登録と管理をしっかりと行えば別途請求する必要はないと考える。登録と管理をしっかりと行えば他のオンデマンドの登録と管理と比較され管理体制が甘いと批判対象になり、さらに世間の目は厳しくなるのである。これにより受信契約向上も期待でき、受信料の還元されていると視聴者心理として納得できるのである。受信契約者はオンデマンドを一切利用できないようにする対策も講ずるべきである。</p> <p>②コンテンツ配信について</p> <p>②についてはNHKが再放送してもいいと思った番組だけと考えるのは向こうの勝手な考えと都合にすぎない。つまり反対だ。最近放送されたものは最低でも全番組視聴期間1か月にし、それより以前のアーカイブ番組については受信契約者のみ何割かの割引にする方法が望ましい。また、各地域ごとのローカル番組のオンデマンド配信も視聴できる環境が望ましい。これらをまとめるとNHKはお金があれば何でもできるという天狗状態になっている考えが現在も依存しているのである。</p> | <p><①について></p> <p>NHKの受信料は、NHKが公共放送としてあまねく全国に放送番組を提供するための負担金として位置づけられる一方、NHKオンデマンドは、公共放送と比して特定の者に対するサービスであり、現状において、その費用は受信料ではなく受益者負担により賄われることが適当であると考えます。</p> <p>なお、NHKオンデマンドの料金については、今回の変更においても収支が相償することを基本としており、「民間企業と同様に利益優先」するものとはされておられません。</p> <p><②について></p> <p>サービス開始以来、NHKオンデマンドで提供される既放送番組等の数は増加していますが、その対象については、NHKにおいて、視聴者のニーズや権利処理等に要する費用等を勘案した上で判断・決定されているものと認識しています。</p> |

【2. 社団法人日本新聞協会（メディア開発委員会）から提出された意見】

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した「NHKの放送法第20条第2項第2号の業務の基準の変更の認可申請に対する総務省の考え方」に対して、下記の意見を述べる。

公共放送・NHKは、放送法に基づき、公共の福祉のために、あまねく良質な放送番組を届けるために設立された特殊な法人であり、そのサービス・事業範囲は、受信料制度で成立していることに照らせば、おのずと限定される。

NHKがテレビ設置世帯から徴収した受信料で作成した番組は、放送に限定されるべきであり、インターネット事業は放送の補完にとどめるべきである。これ以上の無制限の拡大は、日本におけるメディアの多様性、多元性、地域性と、ひいては民主主義の根幹である言論・報道の多様性を損ないかねない。

2008年のNHKインターネット実施基準変更において総務省は、受信料を財源とするインターネット業務の規模を10億円から4倍に拡大させるNHKの申請について、無料業務の実施経費内訳の実績額を毎年度公表すること等を条件に認可した。「年額40億円程度を上限とする」ことの合理性についてはともかくとして、認可の条件である実績額の公表は引き続き行われるべきであり、現在より詳細な実施経費内訳が公表されるべきである。

受信料を財源としないNHKオンデマンドサービスについてのNHKインターネット実施基準見直しに当たっても、現在より詳細な収支状況を国民に広く公開することを前提とするべきである。

平成20年11月の本基準の変更に当たっては、ご指摘のとおり「無料業務の実施経費の内訳について、毎年度、その実績額を公表すること」を総務大臣の認可の条件としているところであり、本条件は、今回の変更にかかわらず維持されるものです。

NHKは、放送法第20条第2号第2項に該当する業務のうち専ら受信料を財源として行うものについては、各年度の経費の内訳をホームページに公開しています（下表参照）。また、NHKオンデマンドについては、各年度の業務報告書等に「番組アーカイブ業務勘定」として区分された収支の内訳等を記載し、公開しています。

総務省としては、現時点で無料業務に係る認可条件で求められている情報開示は行われていると認識していますが、今回いただいたご意見については、今後、技術革新等の環境変化による新たな検討が必要となった際の参考とさせていただきます。

| 内訳の区分 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---------------|--------|--------|
| 総 計 | 20.7 | 25.7 |
| インフラ関連 | 4.6 | 5.3 |
| サーバー・ネットワーク関連 | 3.1 | 3.8 |
| 制作システム関連 | 1.5 | 1.5 |
| コンテンツ関連 | 16.0 | 20.3 |
| 総合編集・ガバナンス関連 | 0.8 | 0.8 |
| ニュース・番組関連 | 13.7 | 17.5 |
| デジタルアーカイブス関連 | 1.4 | 1.9 |

（出典：NHKホームページ、金額は億円）

| | |
|---|--|
| <p>【3. 株式会社TBSテレビから提出された意見】</p> <p>利用料金の減額、無料化措置などを付与する場合、料金決定の自由度が増すことにより、民間競合事業者との間に有料配信事業の基盤を崩すような過度な競争原理を恒久的に持ち込まぬよう留意すべきである。「アーカイブ業務の事業計画」の策定にあたっては、計画期間において収支相償する、とあることを踏まえ、公益目的事業の枠内から逸脱することなく、適正な事業運営を望むものである。</p> | <p>今回の申請に対し、総務省においては、ご指摘のようにNHKオンデマンドの料金が「民間競合事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること」も審査の対象としています。</p> <p>今回の変更案については、実質的に割引率に係る明確な上限値を廃止することが含まれていますが、「現時点での総務省の考え方」でも記述しているように、「他事業者の料金水準より不当に低くならない」、「事業収支相償」といった要素は引き続き維持されており、さらに外部事業者から寄せられた意見・苦情等を取り扱う審査委員会が適切に運営されることにより、ご指摘の点に係る事業運営の適正性は確保されるものと認識しています。</p> |
| <p>【4. 日本テレビ放送網株式会社（メディア戦略局）から提出された意見】</p> <p>（1）変更全般について</p> <p>日本テレビが会員である民放連は、平成20年9月のNHK ON DEMAND(以下NOD)業務開始時に、そもそも本業務の民間事業との調和を求め、また本業務が欠損を続けるような場合に、その処理に受信料収入を注ぎ込むようなことがあってはならず、業務開始から3年後の平成22年度末において収支均衡しない場合にはさらなる赤字拡大を防ぐため、基準の見直しと共に、同業務からの撤退も含めた必要な措置を講ずるべきであるということを求めた。</p> <p>しかるに、現状のNODの状況を見ると、平成23年度収支計画では収支均衡どころか27億円のコスト規模で15億円近い欠損を垂れ流している状況である。このような状況の中、今回の放送法20条第2項第2号の業務の基準の見直しでは、上記にある欠損が続いた場合に取りられるべき必要な措置、が全く取られていないと考える。すなわち、今</p> | <p>NHKオンデマンドの業務継続の是非については、事業開始当初より、実施基準において「平成25年度末において、番組アーカイブ業務勘定の単年度の事業収支差益が発生せず、かつ繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる」（現行実施基準「17. 検討」参照）とされていたところであり、今回の変更案第4「この基準の見直し」中でも同様に、「その施行日から2年後を目途に必要な応じて見直しを行う」とされています。</p> |

回の変更においては、平成25年度末の収支均衡のための措置や、撤退まで含めた措置が考慮された様子はない。

また、現状の民放の収益水準では、NODの事業規模をもって動画配信サービスを行う事は出来ず、この規模では本業務が民間事業者との公正な競争環境にないことは明らかである。これでは動画配信サービス市場の健全な発達を阻害するものといわざるを得ない。さらに、このままではNHKによる受信料の不適切な使い方にもなりかねない。

まずは今後の中長期の事業計画を明らかにし、かつ事業規模を大幅に縮小して赤字幅を大幅に削減し、平成25年度末の収支均衡を図る必要がある。また、一般事業会社の常識的な経営の観点よりすれば、本業務の継続の妥当性の判断にあたっては、遅くとも次のNHK経営計画の期間すなわち平成29年度末までには累積損失の解消実現を条件として求めたい。

以上をふまえ、平成25年度以降は毎年、NHK経営委員会による管理・監督のもと、本業務の規模や、継続検討の是非を厳しく問うて行く必要がある。

(2) 第2-13 番組アーカイブ業務の事業計画の策定について

現時点での総務省の考え方では、「13. 番組アーカイブ業務の事業計画の策定」を新設して事業計画を策定すれば業務の透明化が確保される、としている。しかし、策定し、透明化するだけでは十分ではない。すなわち事業計画策定の目的は業務内容の透明性の確保のみならず、本業務の平成25年度末までの黒字化、業務の規模の適正化の実現、繰越欠損の解消である。よって、当初の基準にある平成25年度末における黒字化及び、平成29年度末に累積損失を解消できるよう業務の規模の適正化及びそれを反映した中長期計画を策定して公表し、かつNHK経営委員会が事業計画と実際の収支の差異を每期厳しく監視して対策を講じるよう促し、計画がその通り実現しない場合は撤退も含めた措置を講ずることが何より重要である。よってこれについては、以下のように変更することを要望する。

また、昨年10月に策定された「平成24～26年度 NHK経営計画」においても、「有料動画サービス『NHKオンデマンド』の魅力を高めて利用者を拡大し、平成25年度に単年度黒字化をめざす」ことが記載されています。

繰越欠損金の解消時期については、様々な考え方がありますが、ご指摘の内容も含め、「2年後を目途に必要な応じて見直し」を行う中で、NHKにおいて適切に検討されるものと認識しています。

なお、上記「平成24～26年度 NHK経営計画」や今回の本基準の変更の認可申請、NHKの各年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」や「業務報告書」等はいずれも放送法に規定する経営委員会の議決事項であり、NHKオンデマンドの業務についても、当初よりNHK経営委員会の管理・監督が行われてきたものと認識しています。

13. 番組アーカイブ業務の事業計画の策定、公表及び審査

番組アーカイブ業務の実施にあたっては、平成25年度以降は単年度毎の収支が相償しかつ平成29年度末までに繰越欠損金を解消するように事業計画を策定し、それを平成25年度より公表するものとする。また、計画と実際の差異及びその原因を毎年度末に公表し、その内容についてNHK経営委員会の管理・監督を受け次年度以降、その差異をなくすような対策を講じること。

(3) 20. 検討 について

20. 検討 について、以上の考え方に基づいて、③として以下の項目を加える必要があると考える。

③平成29年度末において、番組アーカイブ業務勘定の繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる。

参照条文

1. 放送法（昭和25年法律第132号）【抜粋】

（業務）

第20条 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三～八 （略）

3～8 （略）

9 協会は、第2項第2号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

10・11 （略）

（支出の制限等）

第73条 （略）

2 協会は、第20条第2項第2号及び第3項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2. 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）【抜粋】

（区分経理の方法）

第32条 協会は、法第20条第2項第2号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「番組アーカイブ業務」という。）及び同条第3項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、番組アーカイブ業務、法第20条第3項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち2以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

平成 24 年 1 月 18 日

横浜エフエム放送株式会社の超短波放送を行う基幹放送局の
電気通信設備の変更について
(平成 24 年 1 月 18 日 諮問第 2 号)

[超短波放送を行う基幹放送局（特定地上基幹放送局）の送信点移転]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(三木課長補佐、和田係長)

電話：03-5253-5786

横浜エフエム放送株式会社の超短波放送を行う 基幹放送局の電気通信設備の変更について

～超短波放送を行う基幹放送局(特定地上基幹放送局)の送信点移転～

平成24年1月

横浜エフエム放送（特定地上基幹放送局）親局移転（円海山→大山）

移転理由

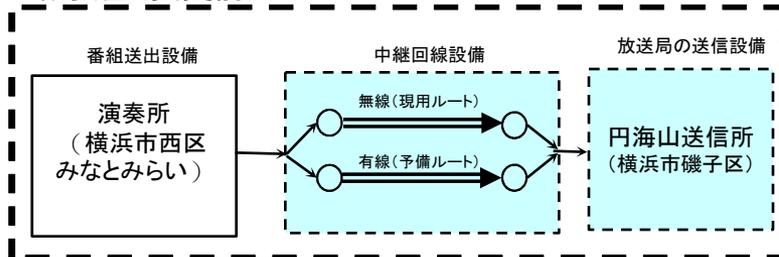
川崎市及び神奈川県南東部における受信環境改善のため、現在の円海山から大山への移転を希望。

変更前・変更後の諸元

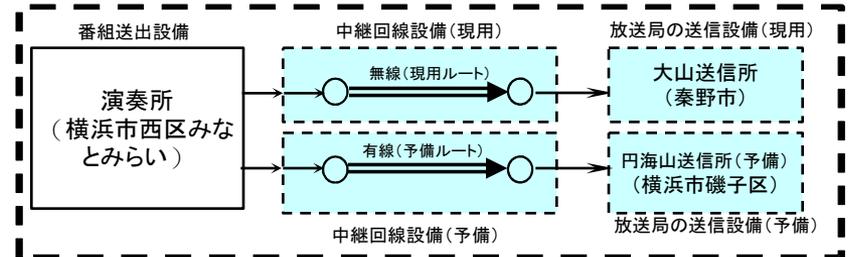
| | 変更前 | 変更後 |
|---------------------|--------------------|---------------------|
| 無線設備の設置場所 | 横浜市磯子区氷取沢 (円海山) | 秦野市寺山 (大山) |
| 空中線電力 (最大実効輻射電力) | 5 kW (21 kW) | 5 kW (19 kW) |
| 海拔空中線高 (地上高) | 196m (191m) | 1265.25m (1190.25m) |

電気通信設備の構成

概要図(変更前)



概要図(変更後)



エフエム横浜の送信点の移転に伴う電気通信設備の変更項目

超短波放送局の安全・信頼性審査項目

| 講じるべき措置 (大項目) | | 設備の分類 | | 中継回線設備 | 放送局の送信設備 |
|------------------|-----------------|------------------|--|---|-----------------|
| | | 構成する機器の一例 | | ・STL、TTL ・一事業者内の演奏所間回線 ・放送波中継用の受信装置 等 | ・送信装置 ・空中線 等 |
| | | 講じるべき措置 (小項目) | | 親局へ送信 | 親局 |
| (1) | 予備機器等 | 予備機器の確保、切替 | | ○ | ○ |
| (2) | 故障検出 | ① | 故障等を直ちに検出、運用者へ通知 | ○ | ○ |
| | | ② | やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知 | | |
| (3) | 試験機器及び応急復旧機材の配備 | ① | 試験機器の配備 | ○ | ○ |
| | | ② | 応急復旧機材の配備 | ○ | ○ |
| (4) | 耐震対策 | ① | 設備据付けに関する地震対策 | ○ | ○ |
| | | ② | 設備構成部品に関する地震対策 | ○ | ○ |
| | | ③ | ①、②に関する大規模地震対策 | ○ | ○ |
| (5) | 機能確認 | ① | 予備機器の機能確認 | ○ | ○ |
| | | ② | 電源供給状況の確認 | ○ | ○ |
| (6) | 停電対策 | ① | 予備電源の確保 | ○ | ○ |
| | | ② | 発電機の燃料の確保 | ○ | ○ |
| (7) | 送信空中線に起因する誘導対策 | 電磁誘導の防止 | | ○ | ○ |
| (8) | 防火対策 | 火災への対策 | | ○ | ○ |
| (9) | 屋外設備 | ① | 空中線等への環境影響の防止 | ○ | ○ |
| | | ② | 公衆による接触の防止 | ○ | ○ |
| (10) | 放送設備を収容する建築物 | ア | 建築物の強度 | ○ | ○ |
| | | イ | 屋内設備の動作環境の維持 | ○ | ○ |
| | | ウ | 立ち入りへの対策 | ○ | ○ |
| (11) | 耐雷対策 | 雷害への対策 | | ○ | ○ |

変更があった箇所

エフエム横浜の送信点の移転に伴う電気通信設備の変更内容

放送局の送信設備の安全・信頼性確保のための措置

下線部が変更箇所

| 措置事項 | 変更前(円海山) | 変更後(大山) |
|----------|---|---|
| (1) 予備機器 | <ul style="list-style-type: none"> 送信装置を並列合成方式とする措置 送信所における音声信号の入力部分に予備機器を接続して放送を継続する措置 | <ul style="list-style-type: none"> 送信装置を並列合成方式とする措置 送信所における音声信号の入力部分に予備機器を接続して放送を継続する措置 <u>本送信所を大山に移設し、予備送信所(円海山)を設置する措置</u> |
| (6) 停電対策 | <ul style="list-style-type: none"> 非常電源について<u>30kVAのディーゼル発電機</u>を設置する措置 | <ul style="list-style-type: none"> 非常電源について<u>50kVAのディーゼル発電機及び20kVAの蓄電池</u>を設置する措置 |

中継回線設備の安全・信頼性確保のための措置

下線部が変更箇所

| 措置事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------|---|--|
| (1) 予備機器 | <ul style="list-style-type: none"> <u>無線区間は現用・予備構成、有線区間は光回線終端装置を2重化構成とする措置</u> <u>中継回線を有線及び無線の2ルート構成とする措置</u> | <ul style="list-style-type: none"> <u>演奏所～本送信所(大山)の無線区間は現用・予備構成とする措置、演奏所～予備送信所(円海山)の有線回線は光回線終端装置を2重化構成とする措置</u> |
| (6) 停電対策 | <ul style="list-style-type: none"> 送信所側の非常電源について<u>30kVAのディーゼル発電機</u>を設置する措置 | <ul style="list-style-type: none"> 送信所側の非常電源について<u>50kVAのディーゼル発電機及び20kVAの蓄電池</u>を設置する措置 |